

第1章 循環

～ 環境への負荷が少ない循環型社会広島 ～

第1節 大気環境の保全

大気汚染とは、工場・事業場や自動車の排出ガスなどに含まれる汚染物質や、大気中の汚染物質が太陽の紫外線により光化学反応を起こしてできる光化学オキシダントなどによって空気が汚れ、人の健康や生活環境に悪い影響が生じてくるとみられるような状態をいいます。

1 環境基準

大気汚染物質は、呼吸器など人の健康に影響を与えることがあります。そのため、健康を保護するうえで維持することが望ましい基準として、二酸化硫黄・二酸化窒素・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント・ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの9物質について全国一律の環境基準が定められています。

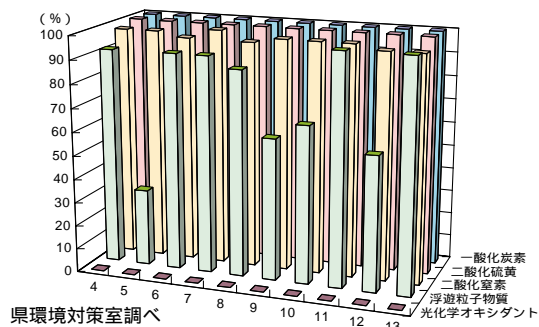
大気汚染に係る環境基準

汚染物質	環境基準
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること

注) 常時監視項目のみ。

2 大気汚染の現状

県内の大気汚染の状況は、二酸化硫黄、一酸化炭素は改善されているものの、自動車交通等により二酸化窒素や浮遊粒子状物質は環境基準を達成していない測定局があり、光化学オキシダントについては、すべての測定局で環境基準が未達成となっています。



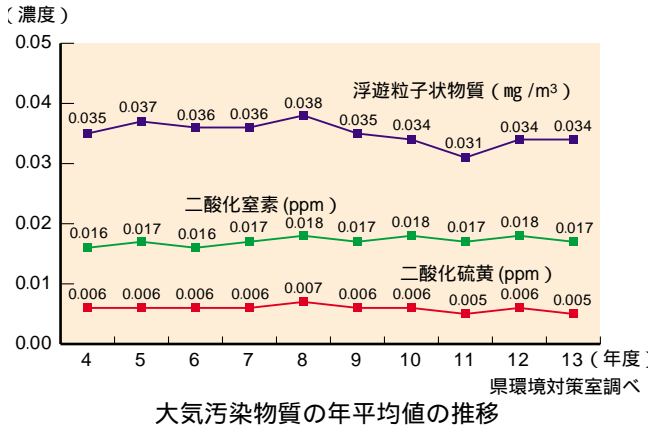
大気汚染に係る環境基準達成状況の推移

大気汚染に係る環境基準達成状況

	測定局数	達成局数	達成率(%)
二酸化硫黄	36	36	100.0
二酸化窒素	48	46	95.8
一酸化炭素	5	5	100.0
光化学オキシダント	31	0	0.0
浮遊粒子状物質	43	42	97.7

注) 監視システムに未接続のものを含む。

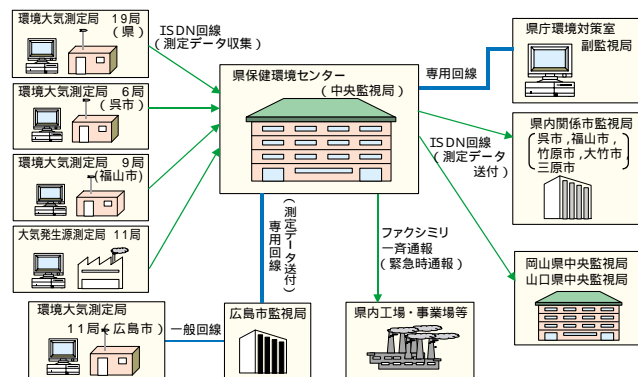
県環境対策室調べ



3 大気環境保全のための主な取組

1. 大気汚染の常時監視等

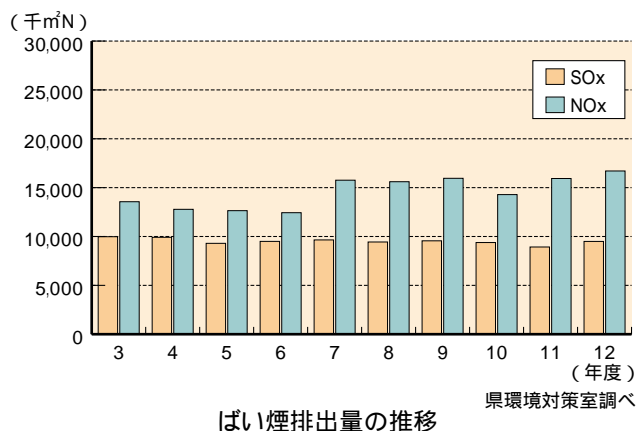
県内の11市7町に設置している45局の大気測定局と中央監視局とで構成する監視システムにより、大気環境を常時測定しています。



大気汚染監視システム系統図

2. 固定発生源対策

硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等について、K値規制や総量規制などの排出規制及び監視指導・立入検査を行っています。



3. 移動発生源対策

自動車などの移動発生源については、排出ガス規制や整備不良車両の取締り、交通・物流体系の整備を行っています。

4. 緊急時の措置

県内各地域に設置した常時監視測定局における硫黄酸化物、光化学オキシダント等の測定濃度が一定の基準を超えた場合は、「情報」、「注意報」、「警報」を発令し、工場・事業場に対するばい煙排出量の減少の要請や、県民への周知等を行い、健康被害の防止を図っています。

